

第 二 部
具 体 的 施 策

基本目標 1

暴力の未然防止と早期発見の推進

施策目標 (1) 暴力防止教育と啓発の推進

■現状と課題

- 配偶者暴力防止法の制定以降、都では配偶者暴力防止のパンフレットやカードの作成による周知、講演会の開催などによる啓発を行ってきました。
- 配偶者暴力に対する認識は社会的に広がってきましたが、配偶者間の暴力であるためか、被害者本人の気づきが遅れ、また、未だに「被害者が悪い」とする周囲の認識不足があり、被害が潜在化する傾向が見られます。
- 配偶者暴力をなくし、暴力防止への理解を広く都民に促すためには、関係者だけでなく多くの都民に向け、様々な機会を捉えて幅広い普及啓発を行なう必要があります。
- 東京都が都内の大学生約 600 人に実施したアンケートでは、2 割が「友人など周りの人で恋人から暴力を受けている人がいる」と答えています。
- こうしたことから、若年層に対しても、相談機関の周知をはじめとした啓発に取り組んでいく必要があります。
- また、学校等による人権教育の推進によって、お互いを尊重する社会づくりを進めていくことが重要です。

■具体的施策

① 都における普及啓発の実施

【これまでの主な取組】

- 一般都民向け講演会の実施
- パンフレット・PRカードの作成・配布、ホームページによる情報提供
- 人権学習啓発資料「みんなの幸せをもとめて」の作成・配布（社会教育関係者向け）

【今後の取組】

- 都の広報紙、テレビやラジオ番組及びホームページ等を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く都民への啓発を行います。
- 配偶者暴力に関する講演会やセミナー等の内容を充実させ、実施方法なども工夫します。

- 配偶者暴力の防止に係るパンフレットやPRカードの内容を充実させ、様々な機会を活用して広く配布し、都民及び関係機関の理解を深めていきます。
- 人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発学習資料に配偶者暴力について掲載するとともに、内容の充実を図ります。

② 区市町村における普及啓発の実施

【これまでの主な取組】

- 区市町村の担当課長会を通じて地域での広報や啓発活動の推進を依頼
- 区市町村に対する講演会やシンポジウム開催時の助言
- 都作成啓発資料の地域への配布・活用促進

【今後の取組】

- 区市町村が、広報紙等により地域住民・地域団体等に配偶者暴力に関する理解と防止に向けた普及啓発を行うよう、働きかけます。
- 区市町村における配偶者暴力に関する講演会やセミナー、シンポジウムの開催において、必要に応じた情報提供を行い、取組を促します。
- 区市町村でも活用できるよう、都の啓発資料を積極的に配布していきます。

③ 学校での人権教育の推進

【これまでの主な取組】

- 人権教育研究協議会の開催
- 人権教育プログラムの作成・配布（教員向け）

【今後の取組】

- 人権教育研究協議会を通じて、家庭において配偶者暴力が行なわれることが児童・生徒への虐待にあたることなど、配偶者暴力や児童虐待等についての知識や対応等について、園長・校長をはじめ教諭等に周知し、学校全体の取組につなげます。
- 人権教育プログラムの内容の充実を図り、理解を深めていきます。

④ 事業者団体等と連携した取組

【これまでの主な取組】

○「東京都男女平等参画を進める会[※]」の開催（年2回・31団体）、メールマガジンの発行

（※事業者、民間団体やPTA等31の団体から構成され、東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画の策定・推進に関して、都と連携・協力して取り組む場として設置。）

【今後の取組】

- 「東京都男女平等参画を進める会」の参加団体に対してメールマガジンの活用等により、配偶者暴力についての情報提供を充実させていきます。
- 医師会や弁護士会、法テラスなどへも資料送付や情報提供を行い、連携して啓発活動を行います。

⑤ 若年層向け啓発事業の推進（新）

【今後の取組】

- 若年層に向けて、交際相手など親密な関係にある相手からの暴力についての相談機関を周知するなど、啓発資料を作成し、配布します。
- 大学等の学生相談室等への資料配布や情報提供などにより、学校等と連携した啓発活動を行います。
- 都が行う若年層を対象としたイベント等において資料配布などの啓発活動を行います。
- 配偶者暴力の未然防止として有効な啓発のあり方について、大学等教育機関及び民間支援団体と連携して検討を行います。
- 相談支援センターにおいて、教職員に対する研修として、交際相手など親密な関係にある相手からの暴力に係る相談等の内容を取り入れます。

施策目標 (2) 早期発見体制の充実

■現状と課題

- 配偶者暴力の被害者の中には、加害者への恐怖感などから支援を求められない人や、自分が被害者であると気付かないまま暴力を受け続ける人がいます。
- 都では、配偶者暴力対策として、周囲の人々による被害の早期発見や適切な情報提供が有効であると考え、様々な関係者のための啓発資料の作成・提供や対象者別の研修を実施してきました。
- 暴力の被害によるけが等の治療や心のケアを行なう医療機関、子供を通じて関わりを持つ保育所や幼稚園、学校、地域を見守る民生委員・児童委員などが、配偶者暴力に関する知識を深め、発見時の通報や早期発見の体制を強化していくことが必要です。

■具体的施策

① 医療機関における適切な対応

【これまでの主な取組】

- 関係者向け啓発資料「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の配布
- 医療関係者(医師・看護師・MSW[※]等)に向けた職務関係者研修の実施
- 犯罪被害者等支援マニュアル(15年度発行)に配偶者暴力の項目を記載
- 都立病院職員研修の実施

(※MSW=メディカルソーシャルワーカー:病気やけがに伴って発生する生活上の問題や悩み、医療や福祉制度、退院後の社会復帰に関する相談の専門員)

【今後の取組】

- 各都立病院が作成していた児童虐待被害者対応の要綱や「手順」を活用し、配偶者暴力や高齢者虐待の内容も盛り込んだ要綱や「手順」を作成し、統一的に対応をしていきます。
- 医療関係者に対し、配偶者暴力の早期発見と適切な対応についての研修等を実施します。
- 都の医療機関、医師会等の協力のもとに、被害通報先や支援のための関係機関情報の周知徹底を図ります。

② 保健所や保健センターにおける適切な支援

【これまでの主な取組】

- 保健師等に向けた職務関係者研修の実施
- 配偶者暴力被害者支援基本プログラムの活用
- 健診・子育て相談等と配偶者暴力相談の連携

【今後の取組】

- 子供の健診や母子保健相談、精神保健福祉相談等の日常業務を通じ、配偶者暴力の早期発見と適切な対応に努めます。
- 保健所や保健センターの職務関係者に対し、配偶者暴力に関する研修等を実施します。

③ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等

【これまでの主な取組】

- 都内の全幼稚園・保育所への関係者向け啓発資料「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の配布
- 小・中学校への都作成資料・パンフレット等の配布
- 幼稚園・保育所職員向け、小学校職員向けなど対象者別の研修の実施

【今後の取組】

- 配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。
- 配偶者暴力に関するパンフレットを配布する等情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。
- 各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。

④ 民生委員・児童委員への研修の実施

【これまでの主な取組】

- 関係者向け啓発資料「被害者支援ハンドブック」・パンフレットの配布
- 民生委員・児童委員の手引に配偶者暴力防止法及び被害者支援について記載
- 民生委員・児童委員等を対象とした職務関係者研修の実施
- 配偶者暴力についても取り入れた民生委員・児童委員研修の実施

【今後の取組】

- 配偶者暴力についての社会的関心を高めるため、地域において見守りの中心となる民生委員・児童委員に対し、様々な機会を活用して配偶者暴力に関する情報を提供します。
- 身近な地域での早期発見や支援を促すため、民生委員・児童委員等が暴力を発見した際に適切な対応が取れるよう、民生委員・児童委員等を対象とした研修を実施します。

⑤ 警察における通報への対応

【これまでの主な取組】

- 配偶者暴力(主に通報・被害者対応)について取り入れた各警察署の相談責任者向け実務研修の実施
- 配偶者暴力被害への通報時の速やかな対応・関係機関との連携の徹底

【今後の取組】

- 警察への通報等により、配偶者暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めていきます。
- 警察は、被害者の意思を尊重し、置かれている状況に配慮しつつ、関係機関と連携した速やかで適切な対応に努めます。
- 通報時に迅速かつ適切な対応ができるようにするため、各警察署員に対しての研修の充実・強化を図ります。

基本目標 2

多様な相談体制の整備

施策目標 (1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

■現状と課題

- 都の相談支援センターでは年間8000件を超える配偶者暴力に関する相談を受け付け、約600件の被害者の一時保護を行なっています。
- 土日・祝日も含め夜9時まで相談対応を行うほか、被害者の相談にきめ細やかに対応するため、面接相談、精神科医や弁護士による専門相談を実施しています。また、女性だけでなく、男性からの電話相談にも対応しています。
- 複雑・多様化する相談に適切に対応していくために、相談窓口等関係機関共通のマニュアルとして作成した「被害者支援基本プログラム」の活用と内容の充実を図ることも必要です。また、外部の専門家によるスーパーバイズ等を活用し、相談員の知識・経験を深めていく必要があります。
- また、電話や来所による相談が難しい被害者が知りたい情報を入手できるよう、相談支援の方法を充実することも必要です。

■具体的施策

① 被害者支援基本プログラムの活用

【これまでの主な取組】

- 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の作成、相談担当者等への配布
- 「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の作成及び支援関係機関への配布

【今後の取組】

- 都内の各支援機関が、被害者支援基本プログラムを活用して統一的な支援を行うことができるよう、現在の「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。

② 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実

【これまでの主な取組】

- 年末年始を除く毎日 9 時から 21 時までの相談の実施
- 弁護士・精神科医による面接相談及び男性からの電話相談の実施
- 外部講師による相談員へのスーパーバイズ*の実施
(※相談員のための研修。外部の専門家を招き、対応事例の検証を行ったり、複雑で困難な相談事例への対応について指導や助言を受けたりして、相談員の資質を向上させるもの。)

【今後の取組】

- 一般相談のほか、弁護士、医師、心理職員等による専門相談等、体制の充実に努め、それぞれの被害者に応じた適切な情報を提供します。
- 男性被害者に対して電話相談だけでなく、面接相談、一時保護、自立支援まで適切な対応がとれるよう検討します。
- 被害者への切れ目ない支援を行うため、関係機関との連携を強化します。
- 複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相談員に対する外部専門家によるスーパーバイズを充実します。

③ インターネットによる情報の提供

【これまでの主な取組】

- 東京ウィメンズプラザホームページ上に「配偶者暴力被害者ネット支援室」を開設（19 年度）

【今後の取組】

- 「配偶者暴力対策被害者ネット支援室」の内容の充実など、インターネットによる情報提供の充実に努めます。
- 特に、自立支援に関する制度の新設や改正があった場合には、被害者及び支援者に伝わるよう、速やかに対応していきます。

施策目標（２）身近な地域での相談窓口の充実

■現状と課題

- この３年間で区市町村や警察における配偶者暴力相談件数が増えてきています。これは警察署や身近な地域で相談ができることが周知されてきたことによります。
- しかし、被害者の立場からみると、どの窓口が相談先として最も適切なのかわかりにくかったり、窓口によって対応が異なる場合があるなど、支援を求めにくいという声もあります。
- 平成１９年度の配偶者暴力防止法の改正において、区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの機能整備が努力義務とされました。
- 被害を潜在化させないよう、また、相談を適切な支援に結びつけていくためにも、身近な地域で適切に相談を受けられる体制をつくることが重要となっています。

■具体的施策

① 警察における対応

【これまでの主な取組】

- 相談責任者実務研修等各種講習を活用した相談対応等の充実
- 被害者支援に係る配偶者暴力相談支援センターとの連携

【今後の取組】

- 警察が被害者から相談を受けた場合は、関係機関、警察署長等の援助の制度、保護命令制度、被害届についての助言等、必要な情報提供を適切に行います。
- 更なる相談体制の強化を図るとともに、適切な対応がとれるようにするための研修等を充実します。

② 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援

【これまでの主な取組】

- 区市町村における地域連携のあり方検討会実施（18年度・8区市）
- 区市町村地域連携モデル事業実施（19年度：5区市，20年度：8区市）
- 区市町村相談員・職員等への研修実施

【今後の取組】

- 区市町村の相談員の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実します。
- 配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報等を提供し、配偶者暴力相談支援センター機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。
- 区市町村における支援センター機能整備に役立つよう、支援センター機能や緊急時の対応を含めた地域連携のあり方及び、都との役割分担等について「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引(仮称)」を作成します。
- 区市町村における配偶者暴力被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象として、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を実施します。

施策目標（3）被害者の状況に応じた相談機能の充実

■現状と課題

- 都の相談支援センターには、日本語を十分に話せない人も含め、外国人被害者からの相談も寄せられています。
- 外国人被害者への対応にあたっては、日常的な会話程度はできる場合であっても、相談や自立のための情報提供のために正確な通訳や翻訳などの支援が必要となるため、支援策の検討が求められています。
- また、心身に障害を持つ被害者等に対して、その障害と被害の状況に応じた適切な支援を行う必要があります。

■ 具体的施策

① 外国人被害者への対応

【これまでの主な取組】

- 民間支援団体との連携による相談等対応
- 女性相談センターにおける通訳委託による相談対応
- 女性相談センターにおける来日外国人女性緊急保護事業の実施

【今後の取組】

- 日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて委託による通訳での対応を行います。
- 通訳の確保が困難な言語について、大使館や国際交流団体等とあらかじめ協議等を行い、必要な場合に通訳ができる体制の整備を検討します。
- 外国人被害者の相談及び自立支援に必要な通訳に係る人材養成を、民間団体と連携して進めます。
- 外国人登録原票の取扱について区市町村窓口及び被害者の双方に周知徹底し、被害者の個人情報の保護を図ります。

② 障害のある被害者等への対応

【これまでの主な取組】

- 職務関係者に対する研修の実施
- 被害者支援基本プログラムに掲載、活用

【今後の取組】

- 被害者が障害者である場合には、障害の種類や程度に応じた適切な支援が行えるよう、職員に対する研修等を実施します。
- 被害者の状況に応じて、障害者相談支援機能との連携を図り、適切な支援につなげます。
- 被害者が高齢者である場合は、高齢者虐待相談窓口と連携を図り、適切な支援につなげます。

③ 人権擁護機関と関係機関の連携強化

【これまでの主な取組】

- 人権相談機関連絡協議会開催（年4回程度）
- 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議への人権擁護機関の参加

【今後の取組】

- 法務省の人権擁護機関及び都の人権相談窓口において配偶者暴力被害者から相談があった場合に適切な対応・支援が行えるよう、連携の強化を図ります。

施策目標 (1) 保護体制の整備**■現状と課題**

- 都では、相談支援センターで面接相談を行なった被害者の約半数が配偶者等から週1回以上暴力を受けており、更にその6割を超える人がけがなどで治療を受けた経験があると答えています。
- このように配偶者暴力は身体や生命に危険が及ぶ可能性があり、被害者が保護を求めた場合には、速やかに安全な場所で保護する体制が必要です。
- また、都では毎年600件近い配偶者暴力被害者の一時保護を行なっていますが、その6割近くが子供を伴った保護であるほか、外国人や障害者、高齢者など状況に応じた配慮を必要とする場合もあります。
- 被害者の安全と安心を確保しながら、状況と必要性に応じた一時保護が行なえるよう、民間団体との連携も含めた対応が求められます。

■具体的施策**① 一時保護体制の拡充****【これまでの主な取組】**

- 東京都女性相談センターにおける一時保護の実施
- 民間シェルターへの一時保護委託による柔軟な対応の実施
- 一時保護を必要とする外国人に対する通訳委託対応
- 東京都女性相談センターにおける身体障害者用居室の用意等

【今後の取組】

- 被害者の状況や必要性に合わせて柔軟に対応できるよう、民間委託の拡充に努めます。
- 日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて委託による通訳での対応を行います。
- 外国人被害者の一時保護については、習慣、価値観等に十分配慮して対応します。
- 民間団体と連携し、外国人被害者に対して、引き続き適切な対応ができるようにします。

- 障害のある被害者に対し適切な対応ができるよう努めるとともに、必要に応じて他の福祉施設等との連携を図り、活用できるよう検討します。
- 男性被害者の一時保護について、宿泊所など既存施設の一時利用等を含め、適切な対応がとれる体制について検討します。

施策目標（2）安全の確保

■現状と課題

- 被害者の安全は緊急時の一時保護だけではなく、被害者が加害者からの追及から逃れるなどして、通常の社会生活を送る中でも確保されるべきものです。都の調査では、相談者の約4割が加害者からの追跡に不安を感じていると答えています。
- 配偶者暴力防止法の改正により保護命令の対象が被害者と同居する未成年の子供だけでなく、危害を被る恐れのある親族・知人にも広がりました。そのため、警察等関係機関との連携を強化し、被害者及び関係者の安全の確保に努める必要があります。
- 保護命令が出ていない場合でも、子供の安全を確保するため、子供が通う学校や幼稚園・保育園などと連携を強化していくとともに、被害者及び関係者に危険が及ばないよう、保護命令だけではなく、ストーカー規制法などについても周知するなど、適切な対応が必要です。

■具体的施策

① 警察署長等による援助

【これまでの主な取組】

- 緊急に一時的な保護を求める被害者に対する対応と、関係機関への連絡及び必要に応じた援助の実施

【今後の取組】

- 法令に基づき、被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出を受けた場合、申出が相当であると認めるときは、被害者から援助申出書の提出を求め、被害者自らが行う安全確保策等を教示するとともに、被害者周辺の安全確保に必要な援助を行います。
- 保護命令発令後の保護対象者及び被害を受けるおそれのある親族・支援者等の安全確保を行います。

- 被害者やその子供だけではなく、親族や支援者に対しても、必要に応じて各種法令、配偶者暴力防止法による保護命令、ストーカー規制法などの適用を検討し、検挙等厳正な対応を行います。

② 被害者の親族等の安全の確保

【これまでの主な取組】

- 必要に応じたストーカー規制法等の周知・活用

【今後の取組】

- 平成19年度の法改正により被害者の親族・支援者も保護命令の対象とすることができるようになったことについて広く周知し、適切に対応します。
- 保護命令の対象ではない場合でも、安全を確保するため、必要に応じてストーカー規制法等の適用を検討します。

③ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化

【これまでの主な取組】

- 教員・保育士等職務関係者研修の実施
- 保育所に対する各種資料の配布
- 児童相談担当部署と支援センターの連携体制整備

【今後の取組】

- 教員・保育士等を対象とした配偶者暴力対策の研修の充実を図ります。
- 学校・幼稚園・保育所等と連携し、保護命令の対象となる子供の安全の確保と情報管理の徹底を図ります。
- 保護命令の対象となる子供に対しては、相談窓口と学校、児童相談所等の各関係機関が連携しながら、状況に応じて様々な子供のケアと安全確保を図ります。

施策目標（1）総合的な自立支援の展開**■現状と課題**

- 都の調査では、被害者が抱える不安の中では「経済的なこと」が一番多くなっています。
- 被害者がその生活を再建し、自立できるまでには、就労や住宅の確保、子供の教育等様々な課題があり、各関係機関が連携を図り、被害者に対して相談から自立まで総合的に支援する必要があります。
- また、長期間の暴力により、暴力から逃れた後も心理的な影響に悩む被害者も多く、心身ともに被害が深刻で回復には時間がかかることもあります。このため、同行支援などの日常的な支援が求められています。
- 都の相談支援センターにおける各種情報提供や講座などの自立支援機能を充実させるとともに、身近な地域で切れ目のない支援を受けることができるよう、区市町村の福祉事務所等との連携を深め、都内のどこにおいても同様の支援が受けられるようにしていくことが求められます。

■具体的施策**① 被害者支援基本プログラムの活用（再掲）****【これまでの主な取組】**

- 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の作成、相談担当者等への配布
- 「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の作成及び支援関係機関への配布

【今後の取組】

- 都内の各支援機関が、被害者支援基本プログラムを活用して統一的な支援を行うことができるよう、現在の「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改定を行います。

② 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充

【これまでの主な取組】

- 被害者の自立のための多様な支援とその関係団体等についての情報収集及び提供の充実
- 東京ウィメンズプラザにおける自立支援講座の実施（年 48 回）
- 自助グループの育成支援、活動場所の提供
- 自助グループ、サポートグループの情報提供等の実施

【今後の取組】

- 被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを的確に把握し、必要な情報提供を行うとともに、区市町村・各機関が行う支援に適切につなげていきます。
- 被害者が自立のために必要とする心理的サポートやニーズを踏まえて、自立支援講座を充実します。
- 孤立しがちな被害者の心の立ち直りに効果がある、自助グループやサポートグループ※に活動場所を提供し、連携しながら被害者への支援を行っていきます。
（※カウンセラー等の専門的な知識を持つ人や配偶者暴力の被害経験を持つ人たちが、被害者の支援を行うためのグループ）
- 民間団体等と連携して、被害者に対する同行支援の充実について検討します。
- 区市町村が配偶者暴力相談支援センター機能を整備する場合に、併せて地域における自立支援機能の拡充を働きかけます。

③ 福祉事務所等との連携強化

【これまでの主な取組】

- 被害者支援基本プログラムの活用
- 婦人相談員研修等の実施

【今後の取組】

- 地域において被害者の自立支援に重要な役割を担う福祉事務所との連携を強化するとともに、区市町村の子ども家庭支援センターや児童相談所等関係機関同士の協力体制づくりを進めていきます。
- 福祉事務所等保護の実施機関において、被害者から生活保護の申請を受

けた際の調査等において、被害者の安全確保に配慮するとともに、要件を満たす場合には適切に保護を適用するよう働きかけます。

④ ひとり親家庭の支援の充実

【これまでの主な取組】

- 母子家庭相談指導者研修会（年5回）
- 母子家庭及び寡婦自立促進講習会（年10回）
- 自立促進相談員による就業相談の実施

【今後の取組】

- 被害者の状況に応じて、職業訓練や自立支援給付金事業など、都のひとり親家庭に係る各種支援制度を活用し、自立を支援します。
- 配偶者暴力相談支援センター等の相談機関は、母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、被害者に必要な情報提供を行います。

施策目標（2）安全で安心できる生活支援

■現状と課題

- 被害者の自立を支援していくうえで重要なことは、被害者や関係者の安全を確保し安心して生活できるよう支援することです。
- そのためには、加害者の追跡が及ばないように被害者の個人情報の管理に細心の注意を払うとともに、生活のために必要となる各種手続きについて各所管部署が共通した理解を持ち対応することが求められます。
- また、子供がいる被害者が安心して子供と生活できるよう、学校や保育園などの関係機関との連携を強化し、協力体制を築くことが必要です。
- 被害者が精神的なダメージから回復し、心のバランスを保ちながら自立した生活を送るうえでは、被害体験者同士が支えあう民間グループの活動が大きな役割を果たしています。とじこもりがちになる被害者の「居場所づくり」の視点からもこうしたグループへの参加支援などが重要です。

■ 具体的施策

① 住民票の取り扱い等適切な運用

【これまでの主な取組】

- 住民基本台帳の取扱指導の徹底
- 区市町村に対する情報提供の徹底

【今後の取組】

- 住民基本台帳法の一部改正により、被害者からの申出に基づき、加害者等からの閲覧や住民票・戸籍の附票の写しの交付に応じないなど、情報の保護が留意されたことを踏まえ、区市町村の窓口において、住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるよう、指導を徹底します。
- 配偶者暴力相談支援センター等各支援機関においては、住民基本台帳の閲覧等についての正しい情報提供を行い、被害者に対して安全確保のための情報の保護を徹底します。

② 医療保険に関する適切な情報提供

【これまでの主な取組】

- 区市町村に対する情報提供の徹底
- 個別相談における該当窓口等との適切な連携

【今後の取組】

- 被扶養者であった被害者が、避難したことにより、扶養者との生計維持関係がなくなった場合の医療保険手続きについては、適切な支援を行うことができるよう、区市町村等支援機関に対して制度等の周知を徹底します。
- 相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し適切な情報提供を行います。
- 被害者の安全確保の観点から、健康保険組合等の保険者に対しても、変更等に伴う各種手続きについて適切な対応が取られるよう、協力を依頼していきます。
- 配偶者からの暴力によるけが等第三者行為による傷病についても、保険診療できるなどの情報について、医師会等を通じて医療機関に周知し、適切な対応を求めています。

③ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供

【これまでの主な取組】

- 区市町村に対する年金の取扱情報提供の徹底
- 個別相談における該当窓口等との適切な連携

【今後の取組】

- 国民年金、介護保険、税務、選挙管理等住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行なうものについて、情報の保護及びその管理について区市町村に適切な対応を促します。
- 相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対してわかりやすく、これらの情報提供を行います。
- 住民票の記載がなされていない被害者に対しても、介護保険法及び障害者自立支援法に基づく各種サービス等の提供が可能であること等、事案に応じて可能なサービス提供の情報について関係機関に周知徹底します。

④ 就学の支援

【これまでの主な取組】

- 区市町村に対する情報提供の徹底
- 区市町村の関係機関との連携による安全確保

【今後の取組】

- 子供の安全を確保するため、学校において被害者の子供の転校先や居住地等の情報の適切な管理を行います。
- 子供の安全の確保にあたり、学校等により対応の違いが出ないように、定期連絡会、情報交換会などを活用し、就学支援等についての情報の共有化を図ります。
- 都の相談支援センター及び区市町村の関係機関との連携を強化します。

⑤ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等（再掲）

【これまでの主な取組】

- 都内の全幼稚園・保育所への関係者向け啓発資料「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の配布
- 小・中学校への都作成資料・パンフレット等の配布
- 幼稚園・保育所職員向け、小学校職員向けなど対象者別の研修の実施

【今後の取組】

- 配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。
- 配偶者暴力に関するパンフレットを配布する等情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。
- 各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。

⑥ 自助グループへの参加支援

【これまでの主な取組】

- 安全に配慮した会場提供
- 参加希望者に対する情報提供の実施

【今後の取組】

- 被害者相互の支援を目的とした自助グループの活動に対し、会場の提供等の必要な支援を行っていきます。
- 参加を希望する被害者に対しては、安全確保に配慮しつつ、自助グループの紹介や情報提供を行なっていきます。
- 閉じこもりがちになる被害者に対しても「居場所作り」の視点で自助グループやサポートグループを紹介するなど、参加を促します。

⑦ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援

【現在の取組】

- 弁護士による法律相談の実施
- 相談業務の中における保護命令等法手続きの支援

【今後の取組】

- 配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令、離婚調停などの法的手続に関する情報提供を行うとともに、専門家による法律相談等を実施します。
- 法的手続きに関する更なる支援を希望する被害者に対して、法テラス(日本司法支援センター)等の機関の紹介や、東京の三弁護士会と連携した、情報提供等を行います。

施策目標 (3) 就労支援の充実

■現状と課題

- 都の調査では、相談者のおよそ半数が「無職」であり、そのうちおよそ8割に子供がいると回答しています。
- 暴力被害から立ち直り、子育てをしながら自立した生活を送るためには、就労への支援が欠かせません。
- 都では、就労のためのカウンセリングや情報提供、就業に必要な知識や技能を身につけるための職業訓練などの就労支援を行っており、今後被害者のニーズに沿った、よりきめ細やかな支援を工夫していく必要があります。

■具体的施策

① 職業訓練の充実

【これまでの主な取組】

- 職業能力開発センター、国立都営障害者校の通常業務の中で対応
- 母子家庭の母等の就労支援事業（職業訓練手当の支給、委託訓練）の実施

【今後の取組】

- 都立職業能力開発センターにおいて、就職に必要な知識・技能を習得するための訓練を実施し、希望者に対して業務を通じて支援します。
- 母子家庭の母等の職業的自立を支援するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施し、職業訓練の受講機会の確保を図っていきます。

② 東京しごとセンター等における就労支援

【これまでの主な取組】

- 東京しごとセンターにおいて被害者等への対応について職員研修を実施
- 東京しごとセンターにおいて必要に応じてキャリアカウンセリング等を実施

【今後の取組】

- 東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性と状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介など、希望者に対して就職活動を支援します。
- 東京しごとセンターにおいて、被害者に対して適切な対応ができるよう、相談員や受付窓口担当者等に対する研修を実施します。
- 都の相談支援センターにおいて、自立支援講座における就労支援内容の充実や、マザーズハローワーク等との連携などにより、就労支援の取組を進めます。

③ 民間ボランティア等との連携によるIT講座の実施

【これまでの主な取組】

- 民間ボランティア団体との連携による月2回のIT講座実施（定員5～10名）

【今後の取組】

- 被害者の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、民間ボランティア等と連携し、IT講座を実施します。

④ 事業者との連携による就労支援の仕組みづくり

【これまでの主な取組】

- 企業及びボランティアと連携した就労体験の実施（年1回）

【今後の取組】

- 都内企業や事業者、ボランティアなどとの協力、民間団体との連携により就労体験の場を提供する等、引き続き、就労支援の方策を進めます。
- 配偶者暴力被害者支援に取り組んでいる企業やNPOの事例について調査し、支援に対する働きかけを行います。

施策目標（4）住宅確保のための支援の充実

■現状と課題

- 被害者の多くが無職であったり、パートやアルバイトなど収入が安定していないこともあり、それまで住んでいた家を出て自立しようとする被害者にとって、住宅の確保は最大の課題です。
- また、加害者からの追跡の恐れがあるため住民票を動かすことができない被害者は、民間の賃貸住宅への入居のために必要な保証人が確保できないなどのケースもあります。
- 都では都営住宅を活用した住宅の確保などの支援を行っていますが、民間賃貸住宅への入居が円滑に行なわれるための公的保証などの制度も必要とされています。

■具体的施策

① 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保

【これまでの主な取組】

- 単身の被害者への都営住宅入居の実施
- 家族住宅への入居に係る優遇抽選等の実施
- 支援施設等退所者に一定の割合で都営住宅提供

【今後の取組】

- 単身の配偶者暴力被害者に対して、都営住宅への入居を実施します。
- 20歳未満の子供のいる被害者をひとり親世帯と見なし、当選倍率の優遇及びポイント方式による募集を行います。
- ひとり親世帯に該当しない被害者世帯に対しても当選倍率の優遇を行います。
- ひとり親等の支援施設の退所者に対して、都営住宅の特別割当を行います。

② 一時保護施設等退所後の支援

【これまでの主な取組】

- 支援施設等の利用及び民間住宅の手当等の対応について区市町村と連携し検討

【今後の取組】

- 被害者が一時保護施設を退所した後の住宅確保として、区市町村を含めて関係機関等による支援ネットワークを築いていきます。
- 一時保護施設等退所後の当面の住まいの確保策として、既存の各種施設の利用及び都営住宅の一時利用などについても検討します。

③ 家賃債務保証制度に関する国への要望

【これまでの主な取組】

- 一時保護等を実施した被害者に対する保証人制度の実施
- 国に対する公的保証の制度について要望

【今後の取組】

- 民間賃貸住宅への入居を希望する被害者に対して、ひとり親家庭においては公的連帯保証制度が利用できることなどの情報提供を行います。
- 民間賃貸住宅への入居を希望する単身の被害者で、連帯保証人を見つけることが困難な場合に支援できるよう、全国共通な公的保証制度の創設について国等へ要望を行います。

施策目標（5）子供のケア体制の充実

■現状と課題

- 配偶者暴力のある家庭では、同居する子供にも加害者から直接被害が及ぶケースが半数近くあります。
- また、児童虐待の防止等に関する法律では、直接暴力を受けなくても家庭内で配偶者暴力を目撃することにより心理的外傷を与えることは児童に

対する虐待であると定義されています。

- こうした状況が子供に与える影響の大きさを考慮し、配偶者暴力相談と児童相談の機関が連携し、子供のケアを行なう体制が築かれてきました。
- 都の調査では、子供を持つ被害者の3割以上が子供の心のケアについての不安を抱えており、被害者とともに子供が安心して生活できるように見守っていく体制が求められています。
- 相談支援センターによる自立支援の一環としてのケアはもちろん、身近な地域における子ども家庭支援センター等との連携による子供のケア体制を確立していくことも重要です。

① 子供のケア体制の徹底

【これまでの主な取組】

- 「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム(ケアプログラム)」の作成、配布

【今後の取組】

- 相談支援センター、児童相談所及び、区市町村の関係機関との連携を強化して、子供へのケア体制を徹底していきます。

② 子ども家庭支援センターの拡充

【これまでの主な取組】

- 子ども家庭支援センターを設置する市町村※に対し一定の補助を実施（19年度末57区市町村）
（※区に対しては19年度から補助ではなく都区財政調整に算入された。）

【今後の取組】

- 市町村において、児童虐待の未然防止・早期発見をはじめ、子供と家庭のあらゆる相談に積極的に取り組んでいけるよう、子ども家庭支援センターの機能を充実させるため、設置する市町村への補助を行います。

③ 子供に対する講座の実施

【これまでの主な取組】

- 相談支援センターの子供に対する講座「子どもの広場」実施（毎年・定員1回あたり15名程度）

【今後の取組】

- 配偶者暴力のある家庭の子供を対象に、心の傷の回復を側面から支援するため、遊びなども採り入れて友達とのコミュニケーションのとり方などを継続的に学習してもらう講座を実施します。

基本目標 5

関係機関・団体等の連携の推進

施策目標（1）広域連携と地域連携ネットワークの強化

■現状と課題

- 配偶者暴力対策の取組が進むとともに、対策に関わる各機関の連携の重要性に対する認識も深まり、様々な領域での具体的な連携が着実に進んでいます。
- 都では平成19年度に都の関係機関、区市町村の各機関代表、支援に携わる各種民間団体を構成メンバーとする「配偶者暴力対策ネットワーク会議」を設置しており、配偶者暴力対策における連携強化を図りながら、対策の推進と新たな課題の検討を行なっています。
- 区市町村においても徐々に配偶者暴力対策推進のための連絡会議等が設置され、関係機関における連携・ネットワーク化が進められています。
- 都と区市町村の連携は、これらの広域及び地域での連携・ネットワークの核となるものです。法改正を踏まえて、今後、都は区市町村における相談・自立支援機能強化に向けた支援を行うとともに、広域的・専門的な取組の一層の充実と調整機能の強化を図っていく必要があります。

■具体的施策

① 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進

【これまでの主な取組】

- 区市町村における地域連携のあり方検討会の実施
- 区市町村地域連携推進モデル事業の実施

【今後の取組】

- 区市町村が、被害者やその家族にとって身近な相談窓口として、相談体制の整備・充実、緊急時の安全の確保や、地域における継続的な自立支援等を行えるよう、相談支援センター機能の整備に向けた働きかけを行います。

- 都は、そのため、区市町村と協議しながら、被害者支援に関する助言や情報提供、相談員や職員の研修、被害者支援の調整を行う人材育成、関係機関との総合調整等を行います。
- また、広域自治体として、都の相談支援センターを中核に、専門的な相談も含めた相談対応の充実、一時保護の実施、職務関係者への研修等を行います。
- 都と区市町村はそれぞれの役割に基づき、関係機関によるネットワークを形成し、相互に有機的な連携がとれる体制を強化していきます。

② 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定支援（新）

【今後の取組】

- 区市町村が配偶者暴力対策基本計画の策定に取り組むことができるよう、積極的に情報提供と助言などの支援を行います。

③ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援（再掲）

【これまでの主な取組】

- 区市町村における地域連携のあり方検討会実施（18年度・8区市）
- 区市町村地域連携モデル事業実施（19年度：5区市，20年度：8区市）
- 区市町村相談員・職員等への研修実施

【今後の取組】

- 区市町村の相談員の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実します。
- 配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報等を提供し、配偶者暴力相談支援センター機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。
- 区市町村における支援センター機能整備に役立つよう、支援センター機能や緊急時の対応を含めた地域連携のあり方及び、都との役割分担等について「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引き（仮称）」を作成します。
- 区市町村における配偶者暴力被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象として、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を実施します。

④ 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実

【これまでの主な取組】

- 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議設置（19年度・毎年3回程度開催）
- 事業推進検討を行なう「推進部会」、相談等実務担当者で事例検討その他の検討を行なう「連携部会」を設置、開催

【今後の取組】

- 配偶者暴力対策ネットワーク会議を通じて、都・区市町村の関係各機関及び医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を強化し、広域的な被害者支援についての検討、地域によって差が生じない被害者支援ができる体制の整備に努めます。
- 推進部会を通じて、本計画の進捗状況を把握し、都における配偶者暴力対策の促進を図ります。
- 連携部会を通じて、相談や自立支援の実務における課題を検討するなど、効果的な連携を進めます。

⑤ 被害者支援基本プログラムの活用（再掲）

【これまでの主な取組】

- 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の作成、相談担当者等への配布
- 「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」の作成及び支援関係機関への配布

【今後の取組】

- 都内の各支援機関が、被害者支援基本プログラムを活用して統一的な支援を行うことができるよう、現在の「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな社会資源等を反映した改編を行います。

⑥ 4 都県広域連携の強化

【これまでの主な取組】

- 連絡会議を実施

【今後の取組】

- 避難するために都を離れる被害者や他県からの避難してくる被害者の受け入れにあたり、相互で処遇に支障が出ないよう、定期的な情報・意見の交換に努め、近隣の4都県での連携を強化します。

施策目標（2）民間団体との連携・協力の促進

■現状と課題

- 被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を行うためには、民間の支援団体等の果たしている役割が大きなものとなっています。
- 都では、民間団体等が実施する配偶者暴力対策に関する自主事業に対して助成するほか、民間支援団体の協力のもと、被害者支援活動の意思を持つボランティア等の人材の養成を行なってきました。
- 被害者へのより良い支援を目指して、民間支援団体が活動しやすい環境整備に向け、相互の意見交換を行いながら、連携を強化していく必要があります。

■具体的施策

① 民間団体との連携の促進

【これまでの主な取組】

- ネットワーク会議への民間団体の参加
- 相談・研修等における民間支援団体との連携
- 職務関係者研修等への民間団体の参加推進

【今後の取組】

- 民間団体等が自主的に行う配偶者暴力対策に関する事業に助成し、民間の活動を支援します。
- 被害者支援において幅広い活動を行っている民間支援団体との、情報交換を積極的に行います。
- 相談支援センターが行なう各種研修・講座の開催情報や、配偶者暴力対策に関する制度についての情報提供を細やかに行います。

② 配偶者暴力被害者支援民間人材養成の検討

【これまでの主な取組】

- 民間ボランティア人材養成事業の実施（同行支援人材育成基礎編・実践編）

【今後の取組】

- 民間団体との協力により養成したボランティア等の人材が積極的に活動できるよう、関係機関・民間団体と調整を行います。
- 外国人被害者の相談及び自立支援に必要な通訳に係る人材養成を、民間団体と連携して進めます。

施策目標（1）人材の育成

■現状と課題

- 配偶者暴力の被害者は、長期間に及ぶ暴力で心身にダメージを受けており、支援を行う関係者には正しい理解と配慮が必要です。
- これまでも都では適切な支援に向けて、職務別に早期発見や相談、自立支援など対応に必要な研修を行ってきました。
- 被害者の安全を確保し、本人の意思を尊重した支援を行うため、民間支援団体とも協力しつつ研修を充実し、幅広い人材を育成することが必要です。
- また、被害者を支援する相談員等が代理受傷によるバーンアウト^{*}に陥らないよう、対策を講じていくことも必要です。
（※相談を聞き続けることで内容等により相談員自身が傷付き、相談を受けることに対して疲れ、燃え尽きたようになってしまうこと、バーンアウト：燃えつき症候群）

■具体的施策

① 職務関係者研修の充実

【これまでの主な取組】

- 相談担当者、医療関係者、教員、民生委員・児童委員等、年7回の対象別職務関係者研修を実施

【今後の取組】

- 職務関係者の質的向上に資する研修について、被害者のニーズに応じたテーマや対象を拡大して、一層充実させていきます。
- 区市町村における配偶者暴力被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象として、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を実施します。
- 相談員等が代理受傷等によるバーンアウトに陥らないよう、相談員に対する研修の充実やピアカウンセリング^{*}等を行います。

（※ 相談員同士など同じ立場の人同士が話を聞きあうこと）

施策目標（2）二次被害の防止

■現状と課題

- 二次被害^{*}は生活再建を志す被害者に大きなダメージを与えます。都ではこうした被害を防止するための研修や、職務関係者の資質の向上のための対象者別研修の充実を図ってきています。
- しかし、支援を求めてくる被害者に対しての二次被害に関する事例は、依然として少なくありません。
- 配偶者暴力被害者が心身ともに傷付き、自らの状況や支援の希望等を正確に表現できない場合を考慮し、行政機関の関係者だけでなく、警察、司法関係者にも配偶者暴力に対する理解を深め、適切な対応がとられるよう、働きかけていく必要があります。

（^{*}加害者からではなく被害者が被害の後に公的機関や被害者を取り巻く周囲の人々の言動によってさらに傷つけられること。）

■具体的施策

① 二次被害防止のための研修の充実

【これまでの主な取組】

- 職務関係者研修に二次被害防止に係る事項を盛り込み実施

【今後の取組】

- 配偶者暴力の深刻さを十分に認識しないまま、不適切な対応を行わないよう、職務関係者はもちろん、区市町村におけるすべての窓口対応にあたる職員を対象として、二次被害防止のための研修を実施します。
- 警察や司法関係者なども含めた支援関係機関、民間団体に対しても研修等の参加を促すほか、各団体ごとでの研修等への取組を働きかけます。

施策目標（3）苦情への適切かつ迅速な対応

■現状と課題

- 配偶者暴力相談支援センターにおける相談や支援に係る苦情の申し出に対しては、速やかに処理できるよう、支援センター内及び、支援センターを所管する部署においてルールに沿った対応を心がけています。
- 苦情が発生した場合には、誠実に受け止め対応し、必要に応じて対処方

法の改善を図ることが求められます。

■ 具体的施策

① 相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化

【これまでの主な取組】

- 都支援センターにおける苦情処理担当の設置
- 各相談機関における苦情処理担当の設置依頼

【今後の取組】

- 被害者の苦情に対して適切な対応がとれるよう、苦情処理担当への研修等を実施します。
- 苦情処理内容についての事例集を作成する等により、苦情処理の手順を周知します。

施策目標（1）調査研究**■現状及び課題**

- 配偶者暴力対策には配偶者暴力を生み出す背景・原因や配偶者暴力に関する実態を調査分析し、暴力の解決や被害者支援に係る施策の検討が必要です。
- 都ではこれまでに、二度の実態調査を行なってきましたが、今後も配偶者暴力相談支援センターにおける相談や支援の実態を調査し、その傾向と状況の分析を行なうことが必要です。

■具体的施策**① 配偶者暴力被害に関する調査研究****【これまでの主な取組】**

- 被害者実態調査の実施（20年度）

【今後の取組】

- 都における相談事例の分析など、定期的に配偶者暴力の被害や自立支援に関する実態の把握を行ないます。

施策目標（2）加害者対策の検討**■現状と課題**

- 加害者への対応については、国の研究や都を含め自治体の取組等においても、有効な対策が打ち出されているとは言いがたい状況です。
- 国の基本方針においては、加害者対策については引き続き調査研究に努めるとされていますが、都としても、相談等の状況を踏まえて実態の把握等に努める必要があります。

■ 具体的施策

① 加害者対策のあり方検討

【これまでの主な取組】

○実効性ある加害者更生プログラムに係る国への要望

【今後の取組】

- 都では、情報及び研究成果の収集を行うとともに、男性相談等に寄せられた加害者からの相談内容の分析を行ないます。
- 国の加害者更生及び加害者対策等の動向を見据え、加害者更生プログラムの司法制度における位置づけを明確にすることなど、必要な法制度を整えるよう、国に要望していきます。

配偶者暴力対策基本計画施策所管局一覧

基本目標1. 暴力の未然防止と早期発見の推進	
施策目標(1) 暴力防止教育と啓発の推進	(所管局)
①都における普及啓発の実施	生活文化スポーツ局・教育庁
②区市町村における普及啓発の実施	生活文化スポーツ局
③学校での人権教育の推進	教育庁
④事業者団体等と連携した取組	生活文化スポーツ局
⑤若年層向け啓発事業の推進	生活文化スポーツ局・教育庁・青少年治安対策本部
施策目標(2) 早期発見体制の充実	
①医療機関における適切な対応	生活文化スポーツ局・福祉保健局・病院経営本部
②保健所や保健センターにおける適切な支援	生活文化スポーツ局・福祉保健局
③学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等	生活文化スポーツ局・福祉保健局・教育庁
④民生委員・児童委員への研修の実施	生活文化スポーツ局・福祉保健局
⑤警察における通報への対応	警視庁
基本目標2. 多様な相談体制の整備	
施策目標(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実	
①被害者支援基本プログラムの活用	生活文化スポーツ局・福祉保健局
②配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	生活文化スポーツ局・福祉保健局
③インターネットによる情報の提供	生活文化スポーツ局
施策目標(2) 身近な地域での相談窓口の充実	
①警察における対応	警視庁
②区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	生活文化スポーツ局
施策目標(3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実	
①外国人被害者への対応	生活文化スポーツ局・福祉保健局
②障害のある被害者等への対応	生活文化スポーツ局・福祉保健局
③人権擁護機関と関係機関の連携強化	総務局
基本目標3. 安全な保護のための体制の整備	
施策目標(1) 保護体制の整備	
①一時保護体制の拡充	福祉保健局
施策目標(2) 安全の確保	
①警察署長等による援助	警視庁
②被害者の親族等の安全の確保	警視庁
③学校・幼稚園・保育所等との連携の強化	生活文化スポーツ局・福祉保健局・教育庁
基本目標4. 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	
施策目標(1) 総合的な自立支援の展開	
①被害者支援基本プログラムの活用(再掲)	生活文化スポーツ局・福祉保健局
②配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充	生活文化スポーツ局・福祉保健局
③福祉事務所等との連携強化	生活文化スポーツ局・福祉保健局
④ひとり親家庭の支援の充実	福祉保健局
施策目標(2) 安全で安心できる生活支援	
①住民票の取り扱い等適切な運用	総務局・生活文化スポーツ局・福祉保健局
②医療保険に関する適切な情報提供	生活文化スポーツ局・福祉保健局・病院経営本部
③年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供	生活文化スポーツ局・福祉保健局
④就学の支援	生活文化スポーツ局・教育庁
⑤学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等(再掲)	生活文化スポーツ局・福祉保健局・教育庁
⑥自助グループへの参加支援	生活文化スポーツ局
⑦配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援	生活文化スポーツ局・福祉保健局

基本目標4. 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	
施策目標(3) 就労支援の充実	(所管局)
①職業訓練の充実	産業労働局
②東京しごとセンターにおける就労支援	産業労働局
③民間ボランティア等との連携によるIT講座の実施	生活文化スポーツ局
④事業者との連携による就労支援の仕組みづくり	生活文化スポーツ局
施策目標(4) 住宅確保のための支援の充実	
①都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	都市整備局
②一時保護施設退所後の支援についての検討	都市整備局・福祉保健局
③家賃債務保証制度に関する国への要望	生活文化スポーツ局
施策目標(5) 子供のケア体制の充実	
①子供のケアの徹底	生活文化スポーツ局・福祉保健局
②子ども家庭支援センターの拡充	福祉保健局
③子供に対する講座の実施	生活文化スポーツ局
基本目標5. 関係機関・団体等の連携の推進	
施策目標(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化	
①都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進	生活文化スポーツ局
②区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定支援	生活文化スポーツ局
③区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援(再掲)	生活文化スポーツ局
④配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の活用	生活文化スポーツ局・福祉保健局
⑤被害者支援基本プログラムの活用(再掲)	生活文化スポーツ局・福祉保健局
⑥4都県広域連携の強化	生活文化スポーツ局
施策目標(2) 民間団体との連携・協力の促進	
①民間団体との連携の促進	生活文化スポーツ局
②配偶者暴力被害者支援民間人材養成の検討	生活文化スポーツ局
基本目標6. 人材育成の推進と適切な苦情対応	
施策目標(1) 人材の育成	
①職務関係者研修の充実	生活文化スポーツ局
施策目標(2) 二次被害の防止	
①二次被害防止のための研修の充実	生活文化スポーツ局
施策目標(3) 苦情への適切かつ迅速な対応	
①相談機関における苦情処理担当の設置	生活文化スポーツ局
基本目標7. 調査研究の推進	
施策目標(1) 調査研究	
①配偶者暴力被害に関する調査研究	生活文化スポーツ局
施策目標(2) 加害者対策の検討	
①加害者対策のあり方検討	生活文化スポーツ局

